

議会運営委員会

日時 平成 29 年 12 月 21 日（木）午後 1 時 30 分～

場所 第 3 委員会室

1 12 月定例会閉会日（12 月 22 日）の日程について

（1）会議予定

各常任委員会 ～ 議運事前調整 ～ 議会運営委員会 ～ 会派会議
～ 本会議 ～ （終了 15 分後）わがまちトークの役割決定（全協室）

（2）議事日程

諸報告（会議録精査）

第 1 第 1 号議案から第 21 号議案（委員長報告～表決）

第 2 議第 1 号議案（討論、表決）

第 3 意見書案について（質疑、討論、表決）

第 4 議員の派遣について（表決）

2 討論について

○通告期限 本日午後 4 時まで

3 意見書案について

○1 件【別紙No. 1】

○発議者 桂川・支川対策特別委員長

4 議員の派遣について

○1 月 17 日（水）平成 29 年度市町村職員等共同研修（京都市） 議長、副議長

○1 月 25 日（木）京都府市議会議長会（宮津市） 議長

5 3 月定例会日程（案）について【別紙No. 2】【別紙No. 3】

6 議会活性化について

(1) 関係条例等【別紙No. 4】【別紙No. 5】

(2) 次回の日程

【裏面に続く】

7 議会報告会の意見対応について【別紙No.6】

8 わがまちトーク（自治会版）について【別紙No.7】

○次回の日程・開催場所

- ・東本梅町自治会 1月20日(土) 午後8時（東本梅町ふれあいセンター）
- ・千代川町自治会 2月 3日(土) 午後8時（千代川町自治会館）

9 市長の提案理由説明における手話通訳の実施について

10 その他

○明日の議会運営委員会

- ・各常任委員会終了後、議運事前調整 ～ 議会運営委員会

一級河川桂川及び支川の治水対策早期実現を求める意見書（案）

亀岡市の中心部を流れる桂川流域における河川改修事業は、京都府管理区間として、現在、保津工区の高水敷掘削が完了し、高水護岸等の整備に取り組まれている状況であり、日吉ダムの洪水調節と合わせ、治水安全度が一定確保されてきたところである。

しかしながら、近年多発する局地的な集中豪雨や保津峡狭窄部の影響により、平成25年の台風18号及び平成26年の台風11号などによる豪雨では、亀岡市域は大規模な浸水被害に見舞われ、今なお水害への不安は払拭できないのが現状である。

言うまでもなく亀岡市は長年にわたり霞堤からの浸水被害を受けてきた。浸水した地域には遊水機能のある土地とみなされている場所もあるが、浸水した土地は市民の大切な財産である。水害から市民の生命・財産を守るためには、一刻も早く保津峡を掘削し霞堤を締切る必要があるが、下流域への配慮から、下流の整備を待ち犠牲となっているのが現状である。しかしながら下流域においては、嵐山地域の整備が遅々として進まず、そればかりか観光や景観に配慮すべきとの声まで聞かれる。このように下流の観光や景観のために、行政として最優先で守るべきはずの市民の生命・財産が脅かされることはあってはならないことである。

京都府におかれては、下流域である嵐山地区の整備について、関係機関にこれまで以上に強く働きかけるとともに、その上流にある亀岡市域における浸水被害を少しでも軽減するよう、上下流並行した整備を進め、将来にわたり安全で安心して暮らせる市民生活の早期確保に向け、下記事項について格段の配慮をされるよう、強く要望する。

記

- 1 桂川改修事業については、抜本的治水対策としての保津峡狭窄部の開削に向け、下流域整備を国に強く要望し、暫定計画・基本計画に基づく整備の早期実現を図ること。また、国に対する河川整備予算要望の際には、桂川整備予算を別枠として設け、予算の獲得について最大限の要望を行うこと。
- 2 下流域との流下バランスを考慮した整備は一定理解するが、亀岡市が下流域の犠牲となっている現状を鑑み、下流域と並行した整備を早急に進めること。特に、国土交通省近畿地方整備局によると、嵐山地区の左岸における溢水対策（パラペット等）が完成した際には、霞堤の1メートルの嵩上げが可能となることから、嵐山地区の整備完成前に本市のすべての霞堤の調査を行い、完成後はすみやかに霞堤を1メートル嵩上げすること。

- 3 桂川及び各支川（年谷川、西川、鵜ノ川、雑水川、曾我谷川、愛宕谷川、七谷川、犬飼川、千々川）の土砂の浚渫は下流域に影響を与えないことから、流下を阻害している堆積土砂の浚渫、立木伐採及び護岸整備等を早急に実施し、正常な河川機能の確保を図ること。なお、浸水被害が発生している現状から、堆積土砂が断面積の1割に満たない場合においても、適宜浚渫を実施すること。
- 4 桂川本川堤防の脆弱箇所（大井町から千代川町の右岸側、河原林町勝林島周辺の左岸側）に関し、早急な調査を行い、対策を講じること。
- 5 淀川水系桂川上流圏域河川整備計画については、地域の意見を十分に反映したうえで策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月22日

京都府知事 宛

亀岡市議会議長 湊 泰孝

<H30. 3月>予算特別委員会審査日程

日	開始時刻 (予定)	項目	内容・説明者等	説明見込 時間	終了 予定時刻
【1】 3月13日 (火)	13:00	あいさつ	市長		
	13:10	審査1	議 会 事 務 局	15 分	13:30
	13:30	審査2	市 長 公 室	40 分	14:50
	<休憩> 15:10	審査3	会 計 管 理 室	10 分	15:30
	15:30	審査4	企 画 管 理 部	25 分	16:30
	<休憩> 16:40	審査5	ま ち づ く り 推 進 部	20 分	17:25
【2】 3月14日 (水)	10:00	審査6	生 涯 学 習 部	40 分	12:00
	13:00	審査7	総 務 部 事 務 局 監 査 委 員 会	40 分	15:00
	<休憩> 15:20	審査8	環 境 市 民 部	35 分	16:50
【3】 3月15日 (木)	10:00	審査9	健 康 福 祉 部	90 分	12:30
	13:30	審査10	産 業 観 光 部 会 農 業 委 員 会	90 分	16:10
	<休憩> 16:30	審査11	土 木 建 築 部	30 分	17:25
【4】 3月16日 (金)	10:00	審査12	教 育 委 員 会	70 分	12:00
	13:00		教 育 委 員 会		13:40
	<休憩> 14:00	審査13	大 規 模 ス ポ ー ツ 施 設 連 関	15 分	15:00
	<休憩>	事務整理	☆委員間討議項目一覧委員配付		
	—	現地視察	視 察 実 施 検 討 ・ 決 定		
	—	市長質疑	項 目 決 定 ・ 討 議		
【5】 3月19日 (月)	10:00	(現地視察)	(視 察 実 施)		
	11:40	市長質疑	項 目 確 認		
	午後	事務整理			
【6】 3月20日 (火)	10:00	市長質疑	市 長 等 答 弁		12:00
	13:00	会派会議			
	14:00	討論・採決			15:00

・審査1～13:説明・質疑・委員間討議

・市長質疑項目の執行機関送付は3月19日(月)16:00の予定

通年議会 検討事項一覧

別紙No.4

291221

No.	検討項目	関係条例等	議会運営委員会での意見等	結果	決定日
1	実施パターンの選択 先行自治体パターン(パターン1) 自治法改正パターン(パターン2) のうちから、実施する方法を選択	【1】 定例会条例	[8月21日・議会運営委員会] ・先行自治体パターン(パターン1)で実施すべき。 (全会一致)	○先行自治体パターン(パターン1)で決定	H29.8.21
2	会期の始期・終期の設定 1年のうち、いつからいつまでを会期と設定 するか	【6】 通年議会の運用 に係る申合せ2(1)	[8月21日・議会運営委員会] ・6月を始期とする案でよい。 ・4月を始期とすることも含め、慎重に検討すべきである。 ・留意事項に記載されていることを考慮すると、6月を始期とすることがよい。	○6月開会、3月閉会とすることで決定	H29.10.23
3	専決処分 地方自治法第180条に関する、専決処分の 取り扱いをどうするか	【2】 地方自治法第180 条の規定に基づく 市長専決事項	[10月23日・議会運営委員会] ・緊急性のある案件は専決することよい。 ・この2項目であれば問題ない。	○下記の2項目を追加して規定すること で決定 ① 災害等の補正予算 ② 選挙費の補正予算	H29.10.23
4	一事不再議 同一議案については、同一会期中は再び提 出することができないと規定されている会議 規則の取り扱いをどうするか	【4】 会議規則15 【6】 通年議会の運用 に係る申合せ7	[10月23日・議会運営委員会] ・「ただし、事情の変更があった場合はこの限りではない」を追加して改正することよい。 ・都合よく変更があったことにならないように定めるべきである。 [11月13日・議会運営委員会] ・都合よく変更があったことにならないよう、それに関する内容を、申合せに規定することよい。	○下記の通り決定 (H29.10.23) 会議規則第15条(一事不再議)に、 「ただし、事情の変更があった場合はこの 限りではない」を追加して改正する。 (H29.11.13) 申合せに 「会議が再開した場合は、亀岡市議会会議 規則第15条ただし書に規定する事情の変 更があったものとみなす」と定める。	H29.10.23 H29.11.13
5	発言の取消し又は訂正 発言の取消し又は訂正については、「会期中 に限り」可能と規定されている会議規則の取 り扱いをどうするか	【4】 会議規則65	[10月23日・議会運営委員会] ・「その会期中に限り」を、新たな通年議会の呼称に対 応した内容に改正することよい。	○下記の通り決定 会議規則第65条(発言の取消し又は訂 正)中の「会期中に限り」を、新たな通年議 会の呼称に対応させ「議会期間中に限り」 に改正する。	H29.10.23 H29.11.13

通年議会 検討事項一覧

別紙No.4

291221

No.	検討項目	関係条例等	議会運営委員会での意見等	結果	決定日
6	通年議会実施要綱等の制定 通年議会に係る詳細事項を実施要綱、または、先例・申合せに定めるのか	—	[10月23日・議会運営委員会] ・申し合わせに規定するのがよいと考える。 ・会派で検討したい。 [11月13日・議会運営委員会] ・先例・申合せに規定してスタートすればよい。今後、要綱に規定すべきとの意見が出た場合、改めて検討すればよい。	○先例・申合せに規定することに決定	H29.11.13
7	任期満了年度等の会期 (1)議員の任期満了年度等の会期	【6】 通年議会の運用に係る申合せ2(2)	[10月23日・議会運営委員会] ・提案の通りでよい。 ・会派で検討したい。	○下記の通り決定 ・定例会の会期は、6月から翌年の3月までとする。 ・議員の任期満了日の属する年度の会期は、6月から2月までとし、議員の任期満了後の初議会の会期は2月から3月までとする。	H29.10.23
〃	任期満了年度等の会期 (2)議会の解散があった場合の会期	【6】 通年議会の運用に係る申合せ2(3)	[10月23日・議会運営委員会] ・案3「任期が始まる日から10日を経過する日の属する月」とすることにより。 ・過去の例(期間)を見て、もう一度検討したい。 [11月13日・議会運営委員会] ・町村議会の運営に関する基準に示されている、「任期起算日からおおむね10日以内」を根拠とする案でよい。	○下記の通り決定 ・「任期起算日からおおむね10日以内」を根拠として考えることに決定。	H29.11.13
8	開議（再開）に係るルール設定 (1)定例の会議時期について	【6】 通年議会の運用に係る申合せ3(1)	[10月23日・議会運営委員会] ・提案の通りでよい。	○下記の通り決定 ・定例会の会議は、6月に開会し、9月、12月及び翌年3月に再開する。ただし、都合によりこれを変更することができる。また、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度、会議を再開する。	H29.10.23
8	開議（再開）に係るルール設定 (2)市長から議案等を示し会議の再開請求があった場合について	【6】 通年議会の運用に係る申合せ3(2)	[10月23日・議会運営委員会] ・提案の通りでよい。	○下記の通り決定 ・市長から議案等を示し、再開の請求があったときは、議長は請求のあった翌日から7日以内に会議を再開しなければならない。	H29.10.23

通年議会 検討事項一覧

別紙No.4

291221

No.	検討項目	関係条例等	議会運営委員会での意見等	結果	決定日
9	会議の呼称等の整理 会議の呼称等を市民にわかりやすい形で検討する必要があるため検討	【6】 通年議会の運用に係る申合せ4	[10月23日・議会運営委員会] ・案4の通りでよい。 [11月13日・議会運営委員会] ・議案を審議する期間は「議会期間」と呼称することにより。	○下記の通り決定 (H29.10.23) ・会期中に行う定例的な会議の名称 →(元号)〇〇年亀岡市議会定例会〇月議会 ・会期中に行う臨時的な会議の名称 →(元号)〇〇年亀岡市議会定例会〇月特別議会 (H29.11.13) ・定例会中に会議が開かれる期間の名称 →議会期間	H29.10.23 H29.11.13
10	議案等の作成 議案は会議ごとに付番するのか、暦年で付番するのか	【6】 通年議会の運用に係る申合せ5	[10月23日・議会運営委員会] ・従来通りとすることにより。 ・今後、運用する中で、1年を通して議案番号をとる方がよいという意見があれば検討する。	○従来通りとする ・議案は会議ごとに付番する。	H29.10.23
11	議事日程の作成 議事日程は会期ごとに作成し付番するのか	【6】 通年議会の運用に係る申合せ6	[10月23日・議会運営委員会] ・従来通りとすることにより。	○従来通りとする ・議事日程は会議ごとに付番する。	H29.10.23
12	会議録の作成 会議録は会議ごとに作成することとするのか、運用の確認	【6】 通年議会の運用に係る申合せ9	[10月23日・議会運営委員会] ・従来通りとすることにより。	○従来通りとする ・会議録は会議ごとに作成する。	H29.10.23
13	一般質問の運用 通年議会とする場合、一般質問の運用を確認	【6】 通年議会の運用に係る申合せ8	[10月23日・議会運営委員会] ・従来通りとすることにより。	○従来通りとする ・一般質問は会議ごとに実施する。	H29.10.23

No.	検討項目	関係条例等	議会運営委員会での意見等	結果	決定日
14	所管事務調査の運用 常任委員会の、会期中の所管事務調査の取り扱い等について確認	—	[11月13日・議会運営委員会] ・所管事務調査の運用を先例・申合せに規定する必要はない。	○下記の通り決定 ・所管事務調査の運用を先例・申合せに規定しない。	H29.11.13
15	出席への配慮 市長等に対し、会議の出席について配慮することを盛り込むかについて検討	—	[11月13日・議会運営委員会] ・出席への配慮は地方自治法に規定されているので、先例・申合せに定める必要はない。	○下記の通り決定 ・先例・申合せには定めない。	H29.11.13
16	閉会中の継続審査 委員会活動を担保するための取り扱いを確認	—	[11月13日・議会運営委員会] ・従来通り、閉会中の継続審査を生かした運用とすることよい。	○下記の通り決定 ・従来通り、閉会中の継続審査を生かした運用とする。	H29.11.13
17	請願・陳情の提出期限 請願・陳情の提出期限の見直しについて検討	【5】 先例・申合せ174	[11月13日・議会運営委員会] ・先例・申合せは「議会期間」として整理し、請願・陳情の取扱いは従来通り運用することよい。	○下記の通り決定 ・先例・申合せは「議会期間」として整理・変更する。請願・陳情の取扱いは従来通り運用する。	H29.11.13
18	文書質問 閉会中の文書質問の取り扱いをどうするか検討	【3】 議会基本条例10の2 議会基本条例運用基準10	[11月13日・議会運営委員会] ・文書質問については改正案の通りでよい。	○下記の通り決定 ・文書質問については、会期内外において対応できるよう運用基準を改正する。	H29.11.13

通年議会に係る関係条例等の改正案一覧

【１】亀岡市議会定例会条例

- ・ 定例会の回数を年４回から年１回に改正
- ・ 任期満了年の招集回数を年２回とすることを追加

１ 亀岡市議会定例会招集の回数は、毎年１回とする。
ただし、議員の任期満了による一般選挙が行われる年の招集の回数は、年２回とする。

【２】地方自治法第１８０条の規定に基づく市長専決事項

- ・ 災害及び解散等選挙費の補正予算の２項目を追加

８ 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事等に係る歳入歳出予算の補正をすること。

９ 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。

【３】亀岡市議会基本条例

- ・ 文書質問を会期中・会期外においても実施できるよう、条例・運用基準を改正

（※運用基準（案）は別紙）

（文書による質問）
第 10 条の 2 議会又は議員は、市長等に対して、文書により質問することができる。

【４】 亀岡市議会会議規則

- ・第 15 条（一事不再議）について、次の議会期間が到来することで、一事不再議が適用されないように改正（「事情の変更があった場合」）
- ・第 65 条（発言の取消し又は訂正）について、発言の取り消し・訂正ができる期間を「会期中に限り」から「議会期間中に限り」に改正

（一事不再議）

第 15 条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。ただし、事情の変更があった場合はこの限りでない。

（発言の取消し又は訂正）

第 65 条 発言した議員は、その議会期間中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

【５】 亀岡市議会先例・申合せ

- ・先例・申合せ 174 について、請願・陳情の受理締切期限を、従来通りの取扱いを継続するように改正
（締切日：定例会の開会日の午後 5 時 → 議会期間の開会日の午後 5 時 等）

（第 9 章 請願・陳情 〔1〕 請願）

174 審査を行う請願の受理締切は、各議会期間の開会日午後 5 時までとするのが例である。

○受理締切後に提出された請願は、次の議会期間で審議する。

【６】 通年議会の運用に係る申合せ（案）

- ・会期や会議の呼称等、通年議会の運用に係る内容を新たに規定
（※次ページ）

【6】通年議会の運用に係る申合せ

1 目的

この申合せは、亀岡市議会の通年議会の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 会期

(1) 定例会の会期は、6月から翌年の3月までとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、議員の任期満了日の属する年度の会期は、6月から2月までとし、議員の任期満了後の初議会の会期は2月から3月までとする。

(3) 議会の解散があった場合は、6月から議会の解散があった日の属する月及び議会の解散にともなう一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から10日を経過する月から3月までを会期とする。

3 会議

(1) 定例会の会議は、6月に開会し、9月、12月及び翌年3月に再開する。ただし、都合によりこれを変更することができる。また、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度、会議を再開する。

(2) 市長から議案等を示し、再開の請求があったときは、議長は請求のあった翌日から7日以内に会議を再開しなければならない。

4 会議等の呼称

(1) 定例会は、開会する年を冠して「(元号)〇年亀岡市議会定例会」と呼称する。

(2) 定例会において開く会議は、開会又は再開する年及び月を冠して「(元号)〇年亀岡市議会定例会〇月議会」と呼称する。

(3) 前項の場合を除き、緊急に開く必要が生じた場合の会議は「(元号)〇年亀岡市議会定例会〇月特別議会」と呼称する。ただし、同一の月内に期間の異なる会議が2回以上再開されるときは、2回目以降の回数を記して、「(元号)〇年亀岡市議会定例会(第〇回)〇月特別議会」と呼称する。

(4) 定例会の会議が開かれる期間は「議会期間」と呼称する。

5 議案の番号

議案は、その種別により議会期間ごとに一連の番号を付けるものとする。

6 議事日程の作成

議事日程は、議会期間ごとに一連の番号を付けるものとする。

7 一事不再議の取扱い

第3条の規定により会議が再開した場合は、亀岡市議会会議規則（昭和53年議会規則第1号）第15条ただし書に規定する事情の変更があったものとみなすものとする。

8 一般質問

一般質問は、6月、9月、12月、3月に行う。

9 会議録

会議録は議会期間ごとに作成する。

10 その他

この申合せに定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

議会報告会で頂いた意見・要望等と回答について

議会運営委員会

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	議会中継を1階エントランスホールで放映しているが、パーティションで区切るなど、一般来庁者との仕切りが必要ではないか。	貴重なご意見として検討していきたい。	議会運営			
2	関心のある質問を傍聴しに行くが、予定された質問が重なり飛ばされる時がある。その質問を傍聴しに来たにも関わらず、傍聴することができないことがある。切り口を変えて質問をするなどの工夫をしてもらいたい。	貴重なご意見として検討していきたい。	議会運営			
3	議場の傍聴席の出入り等に関して、安全対策は大丈夫かと以前から思っている。何かあった時に、瞬時の対応ができるような体制を考えてはどうか。	貴重なご意見として検討していきたい。	議会運営			

わがまちトーク班編成及び役割分担

開催日・会場・テーマ	東本梅町 1.20(土)20:00～ 東本梅町ふれあいセンター ・東本梅町保育所存続について ・町の活性化とまちづくりについて	千代川町 2.3(土)20:00～ 千代川町自治会館 ・安心、安全な千代川町の まちづくりについて
司 会		
開会挨拶	小島副議長	小島副議長
総務文教常任委員会	奥野議員	小松議員
	田中議員	福井議員
環境厚生常任委員会	齊藤議員	小島議員
	小島議員	馬場議員
産業建設常任委員会	藤本議員	並河議員
	明田議員	木曾議員
閉会挨拶		
受付担当		
写真担当		
要約筆記担当		
マイク担当		
会場責任者		
広聴部会	小川議員	石野議員
集合時間	19:00	19:00
事務局	山内次長、船越副課長	山内次長、池永主任